

付 議 第 3 号

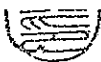
地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案

別紙のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により、知事から、高松高等裁判所平成 28 年（ネ）第 198 号損害賠償請求控訴事件の訴訟事務を教育次長に補助執行させることについて、協議がありましたので、これに同意することについて、高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 26 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (26) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会等に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等を行うこと。

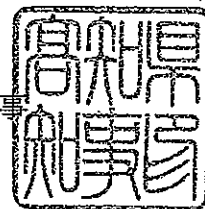


28高法務第123号

平成28年8月18日

高知県教育長 様

高知県知事



訴訟事務の補助執行に関する協議について

地方自治法第180条の2の規定に基づき、下記事件の訴訟事務を教育次長に補助執行させることに関して協議します。

記

事件番号 高松高等裁判所 平成28年（ネ）第198号
事件名 損害賠償請求控訴事件
控訴人 XXXXXXXXXX
被控訴人 高知県

地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案説明

本議案は、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、知事から下記事件の訴訟事務を教育次長に補助執行させることに関して協議があったことにつき、同意の決議を求めようとするものである。

1 事件名

高松高等裁判所 平成 28 年（ネ）第 198 号 損害賠償請求控訴事件

2 控訴の提起年月日

平成 28 年 6 月 20 日

3 当事者

控訴人（個人名）

被控訴人 高知県

4 訴えの内容

県立高校の元生徒が、高校側の事実誤認により他の生徒に対する「いじめ」の主犯格と認定され、強制的な事実調査と執拗な脅しの末、自主退学に追い込まれたとして、損害賠償を求めて訴訟を提起したが、請求を棄却された原判決の取り消しを求めるもの

地方自治法

第 180 条の 2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。